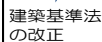


○建築基準法の改正に伴う、幼保連携型認定こども園の設備の基準の改正について

建築基準法の改正に伴う幼保連携型認定こども園の建物の基準への影響

- 建築基準法が改正され、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。
- 幼保連携型認定こども園の保育室等を3階以上に設ける場合、建築基準法の規定を用い耐火建築物としていたため、建物の面積延べ面積が200㎡未満の場合、現行の基準が下がってしまうことになった、

(建築基準法改正前)		(建築基準法改正後)			
保育室等	建物の耐火性能	保育室等	建物の耐火性能		
2階に設置する場合	耐火建築物 （幼保連携型認定こども園基準省令による上乗せ基準）	2階に設置する場合	耐火建築物 （幼保連携型認定こども園基準省令による上乗せ基準）		
3階以上に設置する場合	建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物	3階以上に設置する場合	建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物	延べ床面積200㎡以上	建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物
			延べ床面積200㎡未満		規制なし（※）



建築基準法の改正

（※壁穴区画（階段室）への間仕切り壁や戸の設置が必要）

⇒幼保連携型認定こども園基準府省令改正により、保育室を3階以上に設ける場合、建物を耐火建築物とする基準を引き続き維持することとした。

※都道府県、指定都市等の条例等が改正されるまでの間は、新基準を条例の基準とみなす経過措置が設けられた。

【現状】

- 幼保連携型認定こども園の保育室を2階又は3階に設ける場合は、建物は国の基準府省令を踏まえ耐火建築物。
- 都独自上乗せ基準として、非常災害対策（消火用具等設備の必置）、避難・消火訓練及び消防機関の協力確保等を義務付

【都の対応】

園児の安心・安全の確保のため都も現行基準を維持。

⇒国の府省令改正を踏まえ、現行基準を維持するため規則の文言整理、上乗せ基準は引き続き維持

（参考）認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県が認可・認定を行う。

- ① 就学前の子どもを、保護者が働いている、以内に関わらず、受け入れて、教育と保育を一体的に行う施設
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

認可

幼保連携型

幼稚園機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

認定

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子ども受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子ども受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ（都：保育機能施設部分は、認証保育所）

認定こども園の認可・認定数（平成31（2019）年4月1日現在）

	件数	公私の内訳		種類別の内訳			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	145	30	115	32	55	51	7
特別区	87	30	57	21	19	44	3
（内児童相談所設置区）	（9）	（1）	（8）	（4）	（3）	（1）	（1）